

## 【申請にあたっての注意事項】

### 診療・検査医療機関確保事業(令和5年10月1日以降対象分)

**下記内容をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。**

#### 1. 補助対象及び条件について

- ・令和5年9月10日以降に令和6年2月14日までの間で、新たに厚生労働省令和5年9月15日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく外来対応医療機関に相当する診療・検査医療機関に指定された保険医療機関が対象です。
- ・令和5年9月10日前に帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関又は発熱外来認定医療機関の指定(認定)を受けた医療機関を除く
- ・令和6年3月31日まで、診療・検査医療機関の指定が継続することが必要です。廃止・取消しがされた場合、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済の場合は、補助金の返還が必要となります。
- ・令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象外です。

#### 2. 補助対象経費について

診療・検査医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に係る費用が対象で、上限額は1施設当たり50万円となります。

令和5年10月1日以降に生じた経費であり、令和6年3月31日までに納品、改修等が完了するものに限りです。

(対象経費の例)

##### (ア)患者案内のための看板設置料

- ・看板の購入や作成委託料も含まれます。
- ・発熱患者等の受入を実施していること、実施時間等、患者の案内に必要な内容を記載してください。
- ・来院した患者の案内用看板のみが補助対象となり、いわゆる広告看板は補助対象外です。

##### (イ)ホームページ上に診療・検査医療機関であることを明記するための改修費

- ・改修費は、対象患者、診療時間を明示するための必要となる経費のみです。診療・検査医療機関に関係のない情報を掲載するための経費は補助対象外です。診療・検査医療機関とそれ以外の情報の掲載にかかる経費を分けて申請してください。

##### (ウ)換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

・換気設備とは、換気等に必要となる機械や窓等の設備です。(空気清浄機等の空気浄化のための設備は含まれません。)

・修繕費は、物品の修繕、部品取替及び維持管理等を目的とした修繕経費を指します。工事費(固定資産に計上するもの)は対象外です。

#### (エ)医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費

・パルスオキシメーター等、疑い患者を診察するために真に必要不可欠な医療機器が対象です。

#### (オ)非接触サーモグラフィーカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費

※初度設備整備にかかる費用ですので、1回の診療で機能を失う消耗品(PPE や文房具等)は対象外です。

※また、パソコンやタブレットも対象外となります。

※令和6年3月31日までに納品、設置された設備が対象です。補助対象期間以降に納品されたものは、補助対象となりません。

### 3. その他

・期限を過ぎての申請は受付出来ませんので、申請期限を厳守してください。

・申請は奈良県電子自治体共同運営システム電子申請サービス(e-古都なら)のみで受け付けます。郵送等での受付は行いませんのでご注意ください。

・申請書等記入にあたっては、記入例を参考に記載間違い、記載漏れのないようご注意ください。

・補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

・また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合、当該消費税等仕入控除税額を県に返還してください。

・補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

・また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

・本事業に関する書類は、事業完了後5年間保管する必要があります。

・本補助事業は、国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象です。